

那覇市公報

第 1 8 6 2 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則及び那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
..... 705
- 那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（ハイサイ市民課） 710
- 那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 712
- 那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則の一部を改正する規則（保健総務課） 715

◇告 示◇

- 令和6年（2024年）6月那覇市議会定例会の招集について（総務課） 719
- 令和5年度下半期那覇市の財政状況の公表（財政課） 720

◇公 告◇

- 開発行為に関する工事の完了について（建築指導課） 737
- 那覇市都市型MICE振興戦略の策定について（観光課） 738
- 令和7年度那覇市市有地賃借料改定に伴う不動産鑑定評価（継続賃料）業務委託に係る事後審査型制限付一般競争入札の実施について（管財課） 739

◇選挙管理委員会告示◇

- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について 742

◇監査委員告示◇

○包括外部監査の事務を補助する者について…………… 743

◇正 誤◇

○那覇市公報第1858号の正誤…………… 744

規 則

那覇市規則第30号

令和6年5月28日

公 布 済

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則及び那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則及び那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

（那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和元年那覇市規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（期末手当及び勤勉手当の支給割合） 第10条 [略] 2 常勤職員給与規則第57条の8第5項から第7項まで及び第10項の規定は、フルタイム職員の勤勉手当の支給割合について準用する。 （パートタイム職員の基本報酬） 第11条 [略] 2～3 [略] 4 前2項の「勤務1時間当たりの基本報酬額」とは、第1項に規定する月額による基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額並びに初任給調整手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じ、その額をパートタイム職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。）とする。 5 [略] （パートタイム職員の手当相当報酬） 第12条 条例第12条第2項の規則で定める額は、次条の規定により定める報酬の額	（期末手当及び勤勉手当の支給割合） 第10条 [略] 2 常勤職員給与規則第57条の8第5項から第7項まで及び第10項の規定は、フルタイム職員の勤勉手当の支給割合について準用する。<u>この場合において、同条第7項各号列記以外の部分中「在職した期間」とあるのは、「在職した期間（あらかじめ定められた勤務時間について市長が定める事由により勤務しない期間を除く。）」と読み替えるものとする。</u> （パートタイム職員の基本報酬） 第11条 [略] 2～3 [略] 4 前2項の「勤務1時間当たりの基本報酬額」とは、第1項に規定する月額による基本報酬の額に12を乗じ、その額をパートタイム職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。）とする。 5 [略] （パートタイム職員の手当相当報酬） 第12条 条例第12条第2項の規則で定める額は、次条の規定により定める報酬の額

及びその他の手当相当報酬でフルタイム職員の例により定める額の合計額とする。

（パートタイム職員の時間外勤務に係る報酬）

第13条 〔略〕

- 2 前項の規定による報酬の支給については、那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号。以下「常勤職員給与条例」という。）第21条及び常勤職員給与規則第52条の規定を準用する。この場合において、常勤職員給与条例第21条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは「パートタイム職員勤務時間」と、「第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則第11条第4項の勤務1時間当たりの基本報酬額」と読み替えるものとする。

3～4 〔略〕

（報酬の減額）

第14条 〔略〕

- 2 条例第13条第3項の規則で定める基準は、パートタイム職員について定められた勤務時間中に勤務しないときにおいて、その勤務しない1時間につき、第11条第4項の勤務1時間当たりの基本報酬額を減額することとする。

及びその他の手当相当報酬で市長が定める額の合計額とする。

（パートタイム職員の時間外勤務に係る報酬）

第13条 〔略〕

- 2 前項の規定による報酬の支給については、那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号。以下「常勤職員給与条例」という。）第21条第1項及び第3項から第5項まで並びに常勤職員給与規則第52条の規定を準用する。この場合において、常勤職員給与条例第21条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは「パートタイム職員勤務時間」と、同項及び同条第3項から第5項までの規定中「第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則第11条第4項中「基本報酬の額」とあるのを「基本報酬の額並びにこれに対する地域手当及び初任給調整手当に相当する報酬の月額合計額」と読み替えて同項の規定により算定した勤務1時間当たりの基本報酬額」と読み替えるものとする。

3～4 〔略〕

（報酬の減額）

第14条 〔略〕

- 2 条例第13条第3項の規則で定める基準は、第11条第1項に規定する月額による基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額合計額に12を乗じ、その額をパートタイム職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。第17

(パートタイム職員の期末手当及び勤勉手当) 第17条 〔略〕 2 条例第16条の規定により読み替えられた条例第11条第3項及び第11条の2第3項の規則で定める額は、次の各号に掲げるパートタイム職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 月額による基本報酬を受けるパートタイム職員 当該基本報酬の額 (2) 日額による基本報酬を受けるパートタイム職員 <u>日額による基本報酬に</u>1月当たりの勤務日数として市長が定める日数を乗じて得た額 (3) 時間額による基本報酬を受けるパートタイム職員 <u>時間額による基本報酬</u>に1月当たりの勤務時間として市長が定める時間乗じて得た額	<u>条第2項第2号及び第3号において「時間報酬額」という。)</u>とする。 (パートタイム職員の期末手当及び勤勉手当) 第17条 〔略〕 2 〔略〕 (1) 月額による基本報酬を受けるパートタイム職員 当該基本報酬の額<u>及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計</u> (2) 日額による基本報酬を受けるパートタイム職員 <u>時間報酬額に当該パートタイム職員について定められた1日当たりの勤務時間及び1月当たりの勤務日数として市長が定める日数を乗じて得た額</u> (3) 時間額による基本報酬を受けるパートタイム職員 <u>時間報酬額に</u>1月当たりの勤務時間として市長が定める時間乗じて得た額
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第2条 那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和2年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(年休以外の休暇) 第13条 〔略〕 2 〔略〕 3 前項の無給の休暇については、那覇市会	(年休以外の休暇) 第13条 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕

計年度任用職員の給与等に関する条例第10条又は第13条第3項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を減額する。 (1) 〔略〕 (2) パートタイム職員 那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則(令和元年那覇市規則第27号)第11条第4項の勤務1時間当たりの基本報酬額	(1) 〔略〕 (2) パートタイム職員 那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則(令和元年那覇市規則第27号)第14条第2項に規定する時間報酬額
備考 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第31号

令和6年6月3日

公 布 済

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例(令和6年那覇市条例第16号)の施行期日は、令和6年10月1日とする。

那覇市規則第32号

令和6年6月3日

公 布 済

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和48年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休業補償を行わない場合) 第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 懲役、禁こ若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) 少年法第24条第1項の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条第1項の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、<u>同法第66条第1項の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条第1項の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u>	(休業補償を行わない場合) 第7条の2 [略] (1) 拘禁刑(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この号において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。)若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) 少年法第24条第1項の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条第1項の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条第1項の規定による決定により少年院に収容されている場合
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄	

中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の2第1号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

那覇市規則第33号

令和6年6月3日

公 布 済

那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則の一部を改正する規則

那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則（平成20年那覇市規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(財務諸表) 第11条 法第34条第1項の規則で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政コスト計算書とする。 (事業報告書の作成) 第12条 法第34条第2項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。 2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 法人に関する基礎的な情報 ア 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要 イ 事務所(従たる事務所を含む。)の所在地 ウ 資本金の額及び出資者ごとの出資額(前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。) エ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴 オ 常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む。)及び平均年齢並びに法人への派遣職員の数 (2) 財務諸表の要約 (3) 財務情報 ア 財務諸表に記載された事項の概要 イ 重要な施設等の整備等の状況 ウ 予算及び決算の概要 エ 経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況 (4) 事業に関する説明 ア 財源の内訳 イ 財務諸表及び業務の実績に基づく説明	(財務諸表) 第11条 法第34条第1項の規則で定める書類は、<u>純資産変動計算書</u>、キャッシュ・フロー計算書及び行政コスト計算書とする。 (事業報告書) 第12条 法第34条第2項の事業報告書は、<u>法人の現況を市民に分かりやすく伝えられるものでなければならない</u>、かつ、次に掲げる事項を記載することを標準とする。 (1) <u>経営状況の説明</u> (2) <u>法人の概要</u> (3) <u>事業の概要</u> (4) <u>法人の理念及び経営方針</u> (5) <u>経営戦略</u> (6) <u>業務実績</u> (7) <u>経営環境に影響を与えた事項又は留意すべき事項</u> (8) <u>財務諸表の要約</u> (9) <u>財務指標を用いた説明</u> (10) <u>人材育成に関する事項</u> (11) <u>協働・社会貢献に関する事項</u> (12) <u>企業統治に関する事項</u> (13) <u>法令遵守に関する事項</u> (14) <u>内部統制に関する事項</u> (15) <u>役員名簿</u>

3 事業報告書には、年度計画に記載された予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

（剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手続）

第16条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（1）承認を受けようとする金額

（2）前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第17条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

（1）～（2） [略]

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（積立金の処分に係る手続）

第16条 法人は、法第40条第4項に規定する承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

（1）～（2） [略]

（納付の期限）

第17条 法第40条第5項の規定による残余

(納付金の納付の手続) <u>第18条 法人は、法第40条第5項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余(以下この条において「納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。</u> <u>2 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。</u> <u>第19条～第22条</u> 〔略〕 <u>別表(第8条関係)</u> 〔略〕	<u>の額の納付は、市長が定める日までにしなければならない。</u> <u>第18条～第21条</u> 〔略〕 (補則) <u>第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</u> <u>別表(第9条関係)</u> 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 125 号

令和 6 年 5 月 28 日

掲 示 済

令和 6 年（2024 年）6 月那覇市議会定例会の招集について

令和 6 年（2024 年）6 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 知念 覚

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 招 集 の 日 | 令和 6 年 6 月 5 日（水） |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場 |

那覇市告示第 155 号

令和 6 年 6 月 17 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度下半期那覇市の財政（令和 6 年 3 月 31 日現在）

1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

（単位：千円）

区 分		予算現額	上半期	下半期	年 間	年 間
			収入済額	収入済額	収入済額	収入率
			支出済額	支出済額	支出済額	執行率
(1) 一般会計		191,657,856	77,103,792	93,445,373	170,549,164	89.0%
			63,740,557	92,679,719	156,420,276	81.6%
(2) 特別会計		75,980,520	28,234,310	38,042,466	66,276,776	87.2%
			31,222,654	36,896,523	68,119,177	89.7%
内 訳	病院事業債管理	403,557	200,201	202,464	402,665	99.8%
			200,201	202,464	402,665	99.8%
	介護保険事業	30,858,288	12,336,340	17,851,836	30,188,176	97.8%
			12,161,526	15,409,617	27,571,142	89.3%
	国民健康保険事業	40,372,584	14,166,670	17,286,182	31,452,851	77.9%
			17,331,848	18,963,826	36,295,675	89.9%
	後期高齢者医療	3,893,922	1,452,177	2,325,035	3,777,211	97.0%
			1,334,928	2,076,485	3,411,413	87.6%
	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業	93,597	74,605	23,012	97,617	104.3%
			26,417	55,397	81,815	87.4%
	土地区画整理事業	10,500	4,130	6,054	10,184	97.0%
			310	8,341	8,650	82.4%
	市街地再開発事業	348,072	187	347,884	348,071	100.0%
			167,424	180,394	347,818	99.9%
合 計 (1) + (2)		267,638,376	105,338,101	131,487,839	236,825,940	88.5%
			94,963,211	129,576,242	224,539,453	83.9%

2 一般会計歳入及び歳出の状況

歳 入

(単位：千円)

予算科目	予算現額	上半期 収入済額	下半期 収入済額	年間収入済額	年間収入率
市税	54,891,876	31,795,184	21,805,229	53,600,413	97.6%
地方譲与税	721,424	276,627	495,550	772,177	107.0%
地方交付税	9,947,826	6,509,218	3,534,426	10,043,644	101.0%
分担金及び負担金	754,490	339,126	356,427	695,553	92.2%
使用料及び手数料	3,591,039	1,700,172	1,713,410	3,413,582	95.1%
国庫支出金	55,702,628	19,282,966	30,638,988	49,921,954	89.6%
県支出金	19,466,444	1,236,519	14,103,530	15,340,049	78.8%
繰入金	5,677,696	0	5,674,257	5,674,257	99.9%
繰越金	8,467,356	8,467,357	0	8,467,357	100.0%
諸収入	1,833,332	657,838	938,894	1,596,732	87.1%
市債	19,320,924	1,226,820	8,431,804	9,658,624	50.0%
その他	11,282,821	5,611,966	5,752,857	11,364,822	100.7%
合 計	191,657,856	77,103,792	93,445,372	170,549,164	89.0%

歳 出

(単位：千円)

予算科目	予算現額	上半期 支出済額	下半期 支出済額	年間支出済額	年間執行率
議会費	782,602	389,123	377,148	766,271	97.9%
総務費	16,527,204	3,729,113	10,975,752	14,704,865	89.0%
民生費	100,832,676	38,105,480	50,532,392	88,637,872	87.9%
衛生費	21,389,191	4,464,759	5,768,254	10,233,013	47.8%
労働費	36,364	17,085	14,610	31,695	87.2%
農林水産業費	732,978	49,924	190,436	240,360	32.8%
商工費	2,275,614	431,417	551,256	982,673	43.2%
土木費	16,031,298	4,400,112	7,092,676	11,492,788	71.7%
消防費	3,067,640	1,291,717	1,500,014	2,791,731	91.0%
教育費	17,376,789	4,843,163	9,545,872	14,389,035	82.8%
災害復旧費	4	0	0	0	0.0%
公債費	12,456,320	5,965,620	6,131,309	12,096,929	97.1%
その他	149,176	53,043	0	53,043	35.6%
合 計	191,657,856	63,740,557	92,679,719	156,420,276	81.6%

3 市の財産

- | | |
|------------------------|---------------|
| ① 土地（道路、公園など） | 3,135,383 ㎡ |
| ② 建物（学校、図書館など） | 1,174,544 ㎡ |
| ③ 基金（特定の目的のための資金の積立など） | 27,833,710 千円 |
| ④ 有価証券（株券） | 657,104 千円 |

4 一時借入金の現在額 0 円

5 市債残高（一般会計・特別会計）

（単位：千円）

借 入 先	一般会計	病院事業債 管理特別会計	母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業特別会計	市街地再開発 特別会計	合計
財政融資資金	74,600,269	0	0	2,720,724	77,320,993
簡易生命保険資金	1,295,531	0	0	0	1,295,531
郵便貯金資金	71,559	0	0	0	71,559
地方公共団体金融機構	25,858,513	8,790,809	0	0	34,649,322
国の予算貸付等	150,760	0	461,497	56,980	669,237
市中銀行	7,150,281	0	0	93,571	7,243,852
その他の金融機関	3,777,632	0	0	111,814	3,889,446
共済等	550,617	0	0	0	550,617
その他	1,960,953	2,622,400	0	26,180	4,609,533
合 計	115,416,115	11,413,209	461,497	3,009,269	130,300,090

※その他は沖縄県貸付金及び水道事業会計からの借入れである。

6 市民1人当たり行政経費及び市税負担額（一般会計）

令和6年3月31日現在人口 313,463 人 （外国人登録人口を含む）

市民1人当たり行政経費 611,422 円

市民1人当たり市税負担額 175,114 円

（単位：円）

1人当たり行政経費	611,422
議会費	2,497
総務費	52,725
民生費	321,673
衛生費	68,235
労働費	116
農林水産業費	2,338
商工費	7,260
土木費	51,143
消防費	9,786
教育費	55,435
災害復旧費	0
公債費	39,738
その他	476

7 令和5年度予算総括表

(単位：千円)

会計別		令和5年度 当初予算	令和4年度 当初予算	増減額	令和5年度対 前年度増減率	令和4年度対 前年度増減率
一般会計		168,677,000	159,515,000	9,162,000	5.7%	△ 0.9%
特別会計		75,802,767	73,369,434	2,433,333	3.3%	2.0%
内 訳	病院事業債管理	403,557	276,288	127,269	46.1%	46.1%
	介護保険事業	30,065,228	29,671,991	393,237	1.3%	1.3%
	国民健康保険事業	40,945,146	39,341,559	1,603,587	4.1%	2.7%
	後期高齢者医療	3,938,916	3,632,357	306,559	8.4%	8.4%
	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	91,875	82,669	9,206	11.1%	11.1%
	土地区画整理事業	10,035	12,385	△ 2,350	△ 19.0%	△ 3.5%
	市街地再開発事業	348,010	352,185	△ 4,175	△ 1.2%	△ 1.2%
合 計		244,479,767	232,884,434	11,595,333	5.0%	△ 0.0%

※各数値は単位未満で四捨五入しています。このため、合計と内訳の計は一致しない場合があります。

那覇市上下水道局業務の状況の公表（水道事業）

1 事業の概要
主要統計

令和6年3月31日現在		
項 目	単位	実 績
給水人口	人	310,431
給水戸数	戸	169,790
給水栓数	栓	119,740
総配水量	m ³	37,579,021
一日平均配水量	m ³	102,675
一日最大配水量	m ³	110,915
有収水量	m ³	35,935,890
有収率	%	95.63

水道料金調定・収納状況

令和6年3月31日現在（税込）

予算額 （円）	調定額 （円）	収入額 （円）	不納欠損額 （円）	未収額 （円）	収入率 （%）
7,239,106,000	7,195,856,296	5,991,857,042	0	1,203,999,254	83.27%

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	備考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	水道事業収益	8,077,081,000	3,781,983,145	46.58%	4,258,876,888	52.72%	8,020,639,831	98.30%	
	第1項 営業収益	7,516,056,000	3,505,041,849	46.64%	3,950,819,505	52.56%	7,455,661,354	98.20%	
	第2項 営業外収益	557,803,000	258,839,882	46.06%	304,585,958	54.83%	581,425,620	100.88%	
	第3項 特別利益	3,422,000	81,834	2.38%	3,471,223	101.44%	3,552,857	103.82%	

支 出

(単位：円)

区 分		予 算 額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	水道事業費用	7,298,459,000	3,009,032,908	41.23%	4,154,850,069	56.92%	7,183,682,977	98.15%	
	第1項 営業費用	7,160,258,000	2,999,238,585	41.88%	4,061,651,606	56.72%	7,060,890,191	98.61%	
	第2項 営業外費用	113,590,000	9,208,482	8.10%	89,194,457	78.50%	98,372,939	86.80%	
	第3項 特別損失	4,742,000	585,841	12.36%	3,834,006	80.85%	4,419,847	93.21%	
	第4項 予備費	19,899,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	備考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	資本的収入	579,849,000	0	0.00%	456,682,963	78.76%	456,682,963	78.76%	
	第1項 補助金	249,100,000	0	0.00%	187,259,000	67.15%	187,259,000	67.15%	
	第2項 他会計負担金	55,683,000	0	0.00%	48,570,963	87.31%	48,570,963	87.31%	
	第3項 他会計貸付金償還金	136,448,000	0	0.00%	136,448,000	100.00%	136,448,000	100.00%	
	第4項 投資有価証券償還金	99,638,000	0	0.00%	99,638,000	100.00%	99,638,000	100.00%	
	第5項 その他資本的収入	39,030,000	0	0.00%	4,787,000	12.21%	4,787,000	12.21%	

支 出

(単位：円)

区 分		予 算 額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	資本的支出	4,289,321,868	1,276,559,492	29.69%	1,929,140,711	44.87%	3,205,700,203	74.56%	
	第1項 建設改良費	2,426,495,668	744,205,685	30.67%	819,989,819	25.55%	1,384,175,304	56.22%	
	第2項 企業債償還金	197,498,000	98,053,807	49.65%	99,443,820	50.35%	197,497,627	100.00%	
	第3項 投資	1,650,600,000	434,300,000	26.31%	1,190,000,000	72.10%	1,624,300,000	98.41%	
	第4項 その他資本的支出	19,728,000	0	0.00%	19,727,272	100.00%	19,727,272	100.00%	
	第5項 予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

令和5年度損益計算書

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位：円）

1 営業収益	（上半期）	（下半期）	（年間計）		
(1) 給水収益	3,117,373,861	3,426,046,620	6,543,420,481		
(2) その他営業収益	70,566,873	169,059,288	239,626,161	6,783,046,642	
2 営業費用					
(1) 配水費	1,771,286,014	2,498,874,113	4,270,160,127		
(2) 給水費	111,573,104	146,225,825	257,798,929		
(3) 漏水防止費	12,518,422	40,720,275	53,238,697		
(4) 業務費	165,933,690	233,921,894	399,855,584		
(5) 総係費	149,907,040	283,484,999	433,392,039		
(6) 減価償却費	542,474,500	549,082,813	1,091,557,313		
(7) 資産減耗費	53,192,000	19,480,648	72,672,648	6,578,675,337	
営業利益					204,371,305
3 営業外収益					
(1) 受取利息	6,968,438	11,221,531	18,189,969		
(2) 他会計負担金	2,347,000	15,208,854	17,555,854		
(3) 補償金	0	29,184,300	29,184,300		
(4) 長期前受金戻入	205,173,500	201,817,053	406,990,553		
(5) 土地物件収益	35,640,922	39,639,556	75,280,478		
(6) 雑収益	3,263,647	3,564,956	6,828,603	554,029,757	
4 営業外費用					
(1) 支払利息	9,188,682	7,798,669	16,987,351		
(2) 雑支出	19,800	1,199,701	1,219,501	18,206,852	535,822,905
経常利益					740,194,210
5 特別利益					
(1) 過年度損益修正益	74,482	0	74,482		
(2) その他特別利益	0	3,471,223	3,471,223	3,545,705	
6 特別損失					
(1) 過年度損益修正損	532,790	447,774	980,564		
(2) その他特別損失	0	3,341,459	3,341,459	4,322,023	△776,318
当年度純利益					739,417,892
前年度繰越利益剰余金					0
その他未処分利益剰余金変動額					1,292,587,458
当年度未処分利益剰余金					2,032,005,350

令和5年度貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		1,083,918,707	
ロ	建 物	2,303,814,884		
	減価償却累計額	<u>△ 1,349,779,240</u>	954,035,644	
ハ	構 築 物	44,197,780,420		
	減価償却累計額	<u>△ 23,733,775,210</u>	20,464,005,210	
ニ	機 械 及 び 装 置	2,532,618,514		
	減価償却累計額	<u>△ 1,758,451,019</u>	774,167,495	
ホ	車 両 運 搬 具	45,985,433		
	減価償却累計額	<u>△ 31,876,092</u>	14,109,341	
ヘ	工具、器具及び備品	406,710,233		
	減価償却累計額	<u>△ 295,571,574</u>	111,138,659	
ト	建 設 仮 勘 定		223,498,940	
	有形固定資産合計			23,624,873,996
(2)	無 形 固 定 資 産			
イ	電 話 加 入 権		913,300	
ロ	ソ フ ト ウ ェ ア		<u>7,839,171</u>	
	無形固定資産合計			8,752,471
(3)	投資その他の資産			
イ	投資有価証券		1,698,009,000	
ロ	長期貸付金		4,239,114,000	
ハ	そ の 他 投 資		<u>2,405,000</u>	
	投資その他の資産合計			<u>5,939,528,000</u>
	固 定 資 産 合 計			29,573,154,467
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		7,254,275,564	
(2)	未 収 金	1,276,014,792		
	貸倒引当金	<u>△ 5,674,609</u>	1,270,340,183	
(3)	有 価 証 券		99,657,000	
(4)	貯 蔵 品		63,141,511	
(5)	短 期 貸 付 金		267,484,000	
(6)	前 払 金		<u>313,139,332</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>9,268,037,590</u>
	資 産 合 計			<u>38,841,192,057</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

411,941,419

企 業 債 合 計

411,941,419

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

620,614,350

ロ 修繕引当金

541,424,000

引 当 金 合 計

1,162,038,350

固 定 負 債 合 計

1,573,979,769

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

164,137,020

企 業 債 合 計

164,137,020

(2) 未 払 金

671,161,570

(3) 預 り 金

77,834,432

(4) 引 当 金

イ 賞与等引当金

63,339,876

引 当 金 合 計

63,339,876

流 動 負 債 合 計

976,472,898

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 受贈財産評価額

311,224,561

収益化累計額

△158,000,153

153,224,408

ロ 寄 附 金

70,000,000

収益化累計額

△21,419,998

48,580,002

ハ 工 事 負 担 金

1,787,157,987

収益化累計額

△1,076,978,676

710,179,311

ニ 国庫（県）補助金

14,883,147,285

収益化累計額

△8,173,646,138

6,709,501,147

ホ 他会計負担金

203,752,528

収益化累計額

△31,609,327

172,143,201

ヘ 補 償 金

291,136,233

収益化累計額

△112,195,167

178,941,066

繰 延 収 益 合 計

7,972,569,135

負 債 合 計

10,523,021,802

資 本 の 部

6	資 本 金			19,031,100,380
7	剰 余 金			
(1)	資 本 剰 余 金			
イ	受贈財産評価額	321,419,706		
ロ	国庫（県）補助金	<u>1,984,471,045</u>		
	資本剰余金合計		2,305,890,751	
(2)	利 益 剰 余 金			
イ	減 債 積 立 金	576,078,439		
ロ	建設改良積立金	4,373,095,335		
ハ	当年度未処分利益剰余金	<u>2,032,005,350</u>		
	利益剰余金合計		<u>6,981,179,124</u>	
	剰 余 金 合 計			<u>9,287,069,875</u>
	資 本 合 計			<u>28,318,170,255</u>
	負 債 資 本 合 計			<u>38,841,192,057</u>

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借 入 先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
財政融資資金	555,674,335	0	133,445,289	422,229,046
地方公共団体金融機構	217,901,731	0	64,052,338	153,849,393
計	773,576,066	0	197,497,627	576,078,439

一時借入金 なし

那覇市上下水道局業務の状況の公表（下水道事業）

1 事業の概要
主要統計

令和6年3月31日現在

項 目	単位	実 績
使用戸数	戸	161,657
検針栓数	栓	105,228
総排水量	m ³	34,931,765
有収水量	m ³	34,931,452
有収率	%	99.99

下水道使用料調定・収入状況

令和6年3月31日現在（税込）

予算額 （円）	調定額 （円）	収入額 （円）	不納欠損額 （円）	未収額 （円）	収入率 （％）
3,882,274,000	3,849,697,644	3,134,360,145	0	715,337,499	81.42

2 計理の状況
予算の執行状況

(1)収益的收入及び支出

収 入

（単位：円）

	区分		予算額	調定額	執行率	調定額	執行率	調定額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第1款		下水道事業収益	5,588,828,000	2,583,043,811	46.23%	2,948,048,459	52.77%	5,531,082,270	98.00%	
	第1項	営業収益	4,470,081,000	2,031,206,900	45.44%	2,390,080,212	53.47%	4,421,287,112	98.91%	
	第2項	営業外収益	1,118,620,000	551,728,258	49.41%	557,848,384	49.98%	1,109,575,640	98.37%	
	第3項	特別利益	127,000	107,855	84.77%	121,863	95.98%	229,518	180.72%	

支 出

（単位：円）

	区分		予算額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第1款		下水道事業費用	5,373,988,000	1,898,153,800	35.32%	3,377,521,288	62.85%	5,275,675,068	98.17%	
	第1項	営業費用	5,100,501,000	1,820,651,519	35.70%	3,200,788,518	62.75%	5,021,440,037	98.45%	
	第2項	営業外費用	252,673,000	78,920,088	30.44%	175,752,819	69.56%	252,672,705	100.00%	
	第3項	特別損失	1,588,000	582,195	37.18%	980,131	62.56%	1,582,326	98.77%	
	第4項	予備費	19,258,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

(2) 資本的收入及び支出

収 入

(単位：円)

	区分		予算額	調定額	執行率	調定額	執行率	調定額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第1款		資本的收入	1,821,158,889	82,127,585	4.27%	1,217,844,092	63.39%	1,299,971,677	67.67%	
	第1項	企業債	706,300,000	0	0.00%	462,100,000	65.43%	462,100,000	65.43%	
	第2項	補助金	937,404,889	0	0.00%	564,598,495	60.23%	564,598,495	60.23%	
	第3項	他会計負担金	276,120,000	81,353,485	29.46%	190,525,597	69.00%	271,879,082	98.48%	
	第4項	その他資本的收入	1,334,000	774,100	58.03%	620,000	46.48%	1,394,100	104.51%	

支 出

(単位：円)

	区分		予算額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第1款		資本的支出	2,886,192,306	813,988,359	20.56%	1,562,272,419	52.32%	2,176,260,778	72.88%	
	第1項	建設改良費	2,049,816,306	245,245,299	11.96%	1,000,060,283	48.79%	1,245,305,582	60.75%	
	第2項	企業債償還金	928,508,000	368,743,060	39.71%	559,765,728	60.26%	928,508,788	100.00%	
	第3項	投資	1,653,000	0	0.00%	1,233,000	74.59%	1,233,000	74.59%	
	第4項	その他資本的支出	1,214,000	0	0.00%	1,213,410	99.95%	1,213,410	99.95%	
	第5項	予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

令和5年度損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

1 営業収益	(上半期)	(下半期)		
(1) 下水道使用料	1,642,122,686	1,858,234,282	3,500,356,968	
(2) 雨水処理負担金	188,338,950	308,634,064	496,973,014	
(3) 再生水売却収益	30,384,460	30,595,680	60,980,140	
(4) その他営業収益	3,501,900	4,036,400	7,538,300	4,065,848,422
2 営業費用				
(1) 管渠費	53,312,276	396,978,546	450,290,822	
(2) ポンプ場費	13,806,552	22,427,375	36,233,927	
(3) 雨水処理費	28,167,388	131,301,273	159,468,661	
(4) 排水設備費	20,255,120	34,264,713	54,519,833	
(5) 業務費	648,203,766	1,324,818,898	1,973,022,664	
(6) 総係費	77,644,532	206,589,040	284,233,572	
(7) 減価償却費	909,714,500	901,780,148	1,811,494,648	
(8) 資産減耗費	111,000	452,517	563,517	4,769,827,644
営業損失				703,979,222
3 営業外収益				
(1) 受取利息	3,896	975,858	979,754	
(2) 他会計負担金	95,817,565	119,381,998	215,199,563	
(3) 補助金	0	47,138,428	47,138,428	
(4) 長期前受金戻入	452,196,500	388,689,954	840,886,454	
(5) 土地物件収益	3,399,418	588,000	3,987,418	
(6) 雑収益	311,877	1,115,902	1,427,779	1,109,619,396
4 営業外費用				
(1) 支払利息	76,920,086	96,145,719	173,065,805	
(2) 雑支出	0	16,676,563	16,676,563	189,742,368
経常利益				215,897,806
5 特別利益				
(1) 過年度損益修正益	98,963	112,011	210,974	
(2) その他特別利益	0	0	0	210,974
6 特別損失				
(1) 過年度損益修正損	529,344	727,697	1,257,041	
(2) その他特別損失	0	173,929	173,929	1,430,970
当年度純利益				214,677,810
前年度繰越利益剰余金				0
その他未処分利益剰余金変動額				224,957,156
当年度未処分利益剰余金				439,634,966

令和5年度貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	イ 土 地		2,023,592,271	
	ロ 建 物	176,150,594		
	減価償却累計額	<u>△ 103,230,327</u>	72,920,267	
	ハ 構 築 物	69,644,780,189		
	減価償却累計額	<u>△ 31,563,124,872</u>	38,081,655,317	
	ニ 機 械 及 び 装 置	888,811,982		
	減価償却累計額	<u>△ 641,200,298</u>	247,611,684	
	ホ 車 両 運 搬 具	6,584,431		
	減価償却累計額	<u>△ 5,617,130</u>	967,301	
	ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	27,838,711		
	減価償却累計額	<u>△ 14,815,688</u>	13,023,023	
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>1,524,141,636</u>	
	有形固定資産合計			41,963,911,499
(2)	無形固定資産			
	イ 地 上 権		142,600	
	ロ 施 設 利 用 権		4,253,894,112	
	ハ ソ フ ト ウ ェ ア		<u>7,509,169</u>	
	無形固定資産合計			4,261,545,881
(3)	投資その他の資産			
	イ 長 期 貸 付 金	2,092,600		
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 130,650</u>	1,961,950	
	ロ そ の 他 投 資		<u>4,147,000</u>	
	投資その他の資産合計			<u>6,108,950</u>
	固 定 資 産 合 計			46,231,566,330
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金			4,826,395,487
(2)	未 収 金		921,936,007	
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 741,655</u>	921,194,352
(3)	前 払 金			<u>167,242,502</u>
	流 動 資 産 合 計			<u>5,914,832,341</u>
	資 産 合 計			<u>52,146,398,671</u>

負 債 の 部			
3	固 定 負 債		
(1)	企 業 債		
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	10,799,162,815	
	企 業 債 合 計		10,799,162,815
(2)	引 当 金		
イ	退職給付引当金	377,220,431	
	引 当 金 合 計		377,220,431
	固 定 負 債 合 計		11,176,383,246
4	流 動 負 債		
(1)	企 業 債		
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	885,167,749	
	企 業 債 合 計		885,167,749
(2)	未 払 金		751,243,107
(3)	預 り 金		3,171,758
(4)	引 当 金		
イ	賞与等引当金	39,237,542	
	引 当 金 合 計		39,237,542
	流 動 負 債 合 計		1,678,820,156
5	繰 延 収 益		
(1)	長 期 前 受 金		
イ	受贈財産評価額	1,342,119,866	
	収 益 化 累 計 額	△ 205,167,353	1,136,952,513
ロ	国庫（県）補助金	40,151,667,652	
	収 益 化 累 計 額	△ 20,722,674,380	19,428,993,272
ハ	他会計負担金	3,506,344,858	
	収 益 化 累 計 額	△ 1,009,618,075	2,496,726,783
ニ	補 償 金	135,058,335	
	収 益 化 累 計 額	△ 18,162,529	116,895,806
	繰 延 収 益 合 計		23,179,568,374
	負 債 合 計		36,034,771,776
資 本 の 部			
6	資 本 金		15,023,284,691
7	剰 余 金		
(1)	資 本 剰 余 金		
イ	受贈財産評価額	231,371,847	
ロ	国庫（県）補助金	383,975,952	
ハ	他会計負担金	33,359,439	
	資 本 剰 余 金 合 計		648,707,238
(2)	利 益 剰 余 金		
イ	当年度未処分利益剰余金	439,634,966	
	利 益 剰 余 金 合 計		439,634,966
	剰 余 金 合 計		1,088,342,204
	資 本 合 計		16,111,626,895
	負 債 資 本 合 計		52,146,398,671

3 企業債及び一時借入金の残高

企 業 債

単位：円

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高	備考
	円	円	円	円	
財政融資資金	2,251,920,792	0	328,356,658	1,923,564,134	
地方公共団体金融機構	8,597,528,147	462,100,000	403,843,827	8,655,784,320	
郵貯・簡保管理機構	1,077,023,561	0	187,319,542	889,704,019	
琉球銀行	207,616,000	0	6,484,000	201,132,000	
水道事業会計	11,900,000	0	0	11,900,000	
計	12,145,988,500	462,100,000	926,004,027	11,682,084,473	

そ の 他

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高	備考
	円	円	円	円	
都市再生機構	4,750,850	0	2,504,759	2,246,091	

一時借入金 なし

公 告

那覇市公告第 179 号

令和 6 年 5 月 29 日

掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発協議同意年月日、番号及び指令番号
令和 6 年 5 月 14 日 第 24-53-08 号
那覇市指令ま建指第 41-24-53-08 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里石嶺町 4 丁目 335 番 他 13 筆
3-1 工区
- 3 公共施設
なし
- 4 開発協議を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市長 知念 覚
- 5 検査済証番号
令和 6 年 5 月 29 日 那ま建指第 39 号
- 6 工事完了年月日
令和 6 年 3 月 27 日

那覇市公告第 195 号
令和 6 年 6 月 3 日
掲 示 済

那覇市都市型 MICE 振興戦略の策定について

次のとおり那覇市都市型 MICE 振興戦略を策定したので、公表します。

那覇市長 知念 覚

1 計画策定の目的

那覇市の MICE に関する計画は那覇市観光基本計画の一つの取組としていましたが、MICE は専門性が高く一般的な観光と性格を異にする部分もあるため、観光分野の中でも MICE に特化した戦略を策定し、本市の MICE 関連施策を推進することを目的にしています。

2 計画期間

令和 6 年度～令和 10 年度

3 内容

那覇市ホームページ（観光課ページ）よりご確認ください。

那覇市公告第 234 号

令和 6 年 6 月 17 日

令和 7 年度那覇市市有地賃借料改定に伴う不動産鑑定評価（継続賃料）業務委託に係る事後審査型制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、事後審査型制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により、つぎのとおり公告する。

那覇市長 知念 寛

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和 7 年度那覇市市有地賃借料改定に伴う不動産鑑定評価（継続賃料）業務委託
- (2) 履 行 内 容 不動産鑑定士による市内 5 か所の不動産鑑定評価書（継続賃料）の作成
- (3) 不動産鑑定評価箇所
 - ①那覇市首里金城町 4 丁目 74 番 25
 - ②那覇市曙 2 丁目 19 番 27
 - ③那覇市若狭 3 丁目 46 番 3
 - ④那覇市前島 2 丁目 4 番 13
 - ⑤那覇市古波蔵 4 丁目 398 番 20
- (4) 履 行 期 間 契約締結の日から令和 6 年 10 月 25 日まで
- (5) 様 式 等 那覇市ホームページからダウンロード

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないものであること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 那覇市内に事業所を有し、不動産鑑定士が 1 名以上在籍していること。
- (4) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定

に基づく再生手続き開始の申立てをしていないものであること。

- (6) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。
（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。（5）に該当するものを除く。）
- (7) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ内

- 4 入札説明会について 入札説明会は行いませんので、入札心得及び仕様書を熟読してください。

5 質問の方法・回答

- (1) 質 問 の 方 法 質問書（市指定様式）を管財課宛に E-mail 又は FAX で送信すること。
※メール又は FAX 送信後、必ず確認の電話をすること。
- (2) 質 問 期 限 令和6年6月28日（金）午後5時
- (3) 回 答 方 法 令和6年7月5日（金）までに那覇市ホームページへ掲載する。
質問の提出がない場合は、回答の掲載は行いません。

6 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入 札 開 札 日 令和6年7月26日（金）午後2時
- (2) 入 札 場 所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎1-1-1）
5階 501 会議室

7 入札、開札及び落札者の決定に関する事項

- (1) 入 札 方 法 入札書（市指定様式）による紙入札
※入札金額は消費税及び地方消費税額を含めない金額を記入すること。
- (2) 入札時提出書類
- ア 入札書 ※市指定様式
- イ 代理人が入札する場合にあつては委任状
※市指定様式
- ウ 印鑑証明書 複写可
※市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードしてください。
- (3) 落 札 者 の 決 定
- ア 入札ならびに開札後、落札候補者を決定する。落札候補者は資格審査書類を提出し、入札参加資格の条件をすべて満たすことが確認できた場合、その者を落札者とする。
※詳細は別紙「一般競争入札心得」を参照
- イ 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は指定された期日までに次の書類を提出すること。

- (1) 入札参加資格申請書
- (2) 誓約書
- (3) 登記事項証明書（履行事項全部証明書）の写し
- (4) 市町村税納税証明書（滞納のない証明書・写し可）

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (4) 入札書に記名押印（代理人の場合は代理人の印）を欠く入札
- (5) 入札書の表示金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (7) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (8) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (9) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (10) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (11) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (12) 郵送による入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札保証金、契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 那覇市契約規則第8条第1項第2号により免除する。
- (2) 契約保証金 那覇市契約規則第30条第9号により免除する。

11 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎5階）

那覇市 総務部 管財課 財産管理・企画グループ（担当：仲順）

TEL:098-862-9904 FAX:098-862

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 4 号

令 和 6 年 6 月 3 日
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会
委員長 前 原 常 雄

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

5, 1 2 3 人

2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

4 2, 6 8 9 人

3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

8 5, 3 7 7 人

監査委員告示

那 覇 市 監 査 委 員 告 示 第 2 号
令 和 6 年 5 月 2 7 日
掲 示 済

那覇市監査委員 上 地 英 之
同 宮 城 哲
同 前 泊 美 紀

包括外部監査の事務を補助する者について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項に規定する包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住 所
高橋 大地	
吉本 隼	
佐藤 優	
松田 すみれ	

2 監査の事務を補助できる期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

正 誤

那覇市公報第1858号の正誤

2024（令和6）年4月15日付け那覇市公報第1858号の目次について、次のとおり訂正する。

ページ 377

訂正箇所 目次上から5行目

訂 正 内 容	
訂 正 前	訂 正 後
那覇市男女共同参画行政推進委員会 規程の一部を改正する訓令（企画調 整課）	那覇市男女共同参画行政推進 委員会規程の一部を改正する 訓令（企画調整課・共同訓 令）

ページ 379

訂正箇所 上から2行目に以下の目次を追加

訂 正 内 容	
訂 正 前	訂 正 後
空白	○那覇市男女共同参画行政推 進委員会規程の一部を改正す る訓令（共同訓令）・・・384